

ドイツ・スポーツユースによる青少年育成事業の展開

佐藤 充宏¹ 大橋 美勝² 長積 仁¹

Deployment of Social Work Projects for the Youth by the Deutsche Sportjugend (dsj)

Mitsuhiro SATO¹ Yoshikatsu OHASHI² Jin NAGAZUMI¹

Abstract

The Deutsche Sportjugend (dsj) is the biggest a youth organization in Germany. The dsj is protecting the interests of the youth members in all sports clubs, is developing the project to support by the youth sport as social work to the youth problems, and has obtained the reliance from the local community. This study examined the effects of collaboration between the State-dsj and the City-dsj in executing the social projects which support the young in local community by investigating of interview to the dsj staff. The results were as follows:

- 1) The dsj had the program execution power of the class system; the Federation-dsj planning a policy, the State-dsj managing a program, and the City-dsj executing a project.
- 2) The dsj had the basic concept of projects that participants can make "a self-decision" in a social work.
- 3) The City-dsj had executed projects for a juvenile vagrant by collaborating to the other youth support organizations in local community, be assisted by the program of the State-dsj.
- 4) This social work has contributed to achieving the social responsibility of dsj in local community, and raising skills of a young club manager to manage the youth project.
- 5) Although the power in which a youth program of the State-dsj specifies the project of City-dsj strongly works, it is adjusted by the principle in which priority is given to low-ranking public responsibility.

Key Words: social work, dsj (Deutsche Sportjugend), junior sports, club management

1 徳島大学総合科学部 The University of Tokushima

2 岡山大学教育学部 Okayama University

1. はじめに

2000年、文部(科学)省の示した「スポーツ振興基本計画」において施策の中心として位置づけられた総合型地域スポーツクラブの育成は、ドイツ連邦共和国のスポーツクラブ・システムをモデルにしてきたといわれている。日本とドイツでは地域スポーツ成立の歴史的背景からみても生活風土や地域文化が大きく異なるため、ドイツのスポーツクラブ・システムをそのまま総合型地域スポーツクラブとして導入することは難しい。日本の行政主導で進められてきた地域スポーツ事情を考えれば、半ば強引な地域スポーツクラブの総合型化の推進は、市町村合併に揺れる地方行政改革の煽りを受け、導き方を一歩間違えば、既存の地域スポーツ組織の混乱を招き、その基盤を衰退させてしまう危険性がある。

総合型地域スポーツクラブの育成構想では、運営は行政主導から住民主導へ、そして参加者の受益者負担というクラブの組織的自律を求めている。その意味で、総合型クラブがいかに公益性の高いプログラムの自主運営能力を備えることができるかどうかが重要な課題となっている。これによって、地域の実情にあったスポーツの将来設計とそれを実施していく住民主体の運営体制が確立できれば、その地域における公共のスポーツづくりが市民活動として展開されるのではないかという淡い期待が寄せられている。

しかし実質的に地域スポーツクラブにおいて公益的事業を展開するためには、クラブの組織化とともに行政や様々な地域団体とのパートナーシップ関係を結ぶことが必要となる。地域スポーツ活動では個人の私益を保障することが基盤に据えられるが、この私的活動からいかに公益性の高い活動へと展開していくのか、未組織的なクラブでは十分な公益的事業の展開ができないことが予想される。一般に公益性の問題は、政府や共同の資源を指した「公」と、市場原理や功利主義、個人主義の「私」との対立構図で読み取られる傾向があった¹³⁾。しかし、ハーバマス(1994)は「住民合意の世界を公共的空間と想定する」という公共圏論を展開し、公共圏とは新しく生成するものではなく、「現在うまく立ち回らなくなった公共性の社会原理を再生させ、生まれ変わらせる可能性」として提示した³⁾。花田(2000)は、このハーバマスの視点から「自立的で自己組織化された空間、つまり日常生活のコミュニケーションから発展してくるような、言語活動を介した間主観的な合意形成が成される空間」として、公共圏が新たな公共性を担保することを指摘している¹²⁾。この観点から、地域スポーツクラブにおける公共圏が新たな公共性の役割を担うと考えれば、クラブ組織をNPO法人や市民ネットワークなど市民活動へ展開すべきだという議論も理解できる。しかし、その公共圏は一足飛びに形成されるものではなく、住民相互の「対話」によって地域スポーツを住民の権利として認め合うことや、地域スポーツ問題の共有と積極的な協調行動という地道な活動を積み重ねていかなければ、住民の側からの公共圏に向けた主体形成は生まれてこないという問題もある⁴⁾。

長積ら(2004)は、総合型地域スポーツクラブの育成事業における政策としての普及・浸透の問題を、行政組織の遂行力として事例研究した結果、政策の一貫性を確保するためのシナリオ、政策策定とクラブ育成における役割分担、組織体としての責任と主体性が、行政組織の遂行力に強く影響していたことを指摘した⁵⁾。結果として、日本における都道府県や市町村のスポーツ行政遂行力の未熟な部分が、クラブの公益的事業を主体的に支える住民を生み出してこなかった一因となっていることが考えられる¹²⁾。

そこで、本研究では、クラブの公益的施策支援において先進的なドイツ・スポーツユーベント (dsj) の青少年育成事業に注目した。dsj はドイツ・スポーツ連盟の青少年組織であり、ドイツ国内のスポーツクラブに所属する青少年の固有の利益を代表している団体である。dsj における意思決定は、各級の総会、青年スポーツ指導者会議、理事会を通じ、民主的に行われている。ドイツではスポーツクラブは日本の郵便局のように存在するといわれるよう、日常の生活において身近なコミュニティの場として機能している。この背景には、19世紀半ばからトゥルネン祭を中心としたトゥルネン協会運動という市民運動から協会を立ち上げ、スポーツ活動が一つの市民権として位置づけられてきた経緯ある¹⁾。そのためスポーツクラブが地域の市民活動の拠点として高い公共圏を形成してきた。特に dsj はドイツ最大の青少年育成団体であり、地域の体操スポーツクラブが地域の青少年委員会に深く関係し、行政や住民から期待される団体となっている。

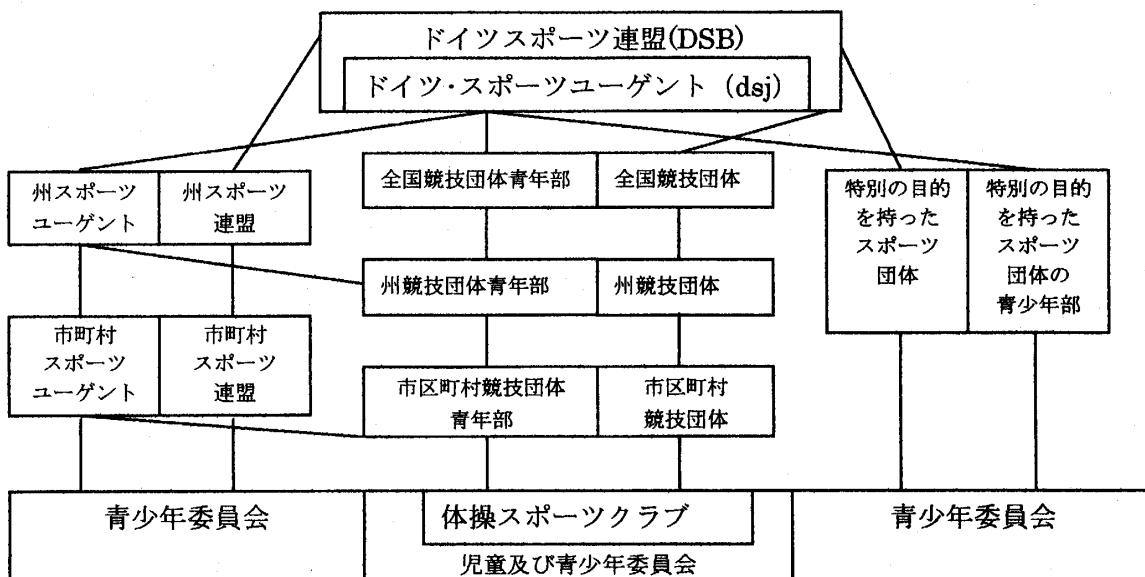


図 1. ドイツスポーツ連盟とドイツ・スポーツユーベントの組織体制

そのため、dsj では、青少年に対するスポーツ活動は同時に青少年に対する教育的・社会的活動でもあるとの方針がとられ、自己責任の意識や社会的適応力、交流能力の向上を計るために、スポーツの領域にとどまらず、青少年の誰もが参加できる広範囲の地域活動や国際交流活動を提供している¹⁰⁾。現在、ドイツ統一後の混乱から抜け出すために、地域スポーツの公共圏問題と公共性の担保を巡って、青少年育成事業の基本方針と具体的プログラムを強力に推し進めてきているのが現状である。dsj 組織はクラブの青少年会員の利益代表であり、ドイツ国内における最大の青少年育成団体として常に社会的評価にさらされてきた。そのためクラブが地域の青少年育成に対して社会的責任の一端を担うために、メンバーの私益活動の保障から、より広範な公益圏である地域の青少年育成へと展開していくためには、連邦や州におけるスポーツ連盟組織や他団体との間に信頼関係に裏打ちされたパートナーシップ関係が存在してきたものと思われる。

今後、日本における地域の青少年スポーツ推進を考察していく上でも、dsj の青少年育成の施策事業過程は、スポーツクラブと協会、地域の行政や他団体との有益な協働ビジョンを

示唆してくれると思われる。そこで本研究では、ドイツにおける連邦・州 dsj の青少年育成事業の施策提供と、それを受けた都市 dsj レベルにおける事業実施という施策の浸透過程の観点から、青少年育成の施策と事業における協働関係を分析し、その意義を検討することを目的とする。

2. 方法

(1) 分析枠組み

本研究では、dsj という事業支援組織の意義を検討するために、連邦・州 dsj から都市 dsj への青少年育成の施策過程に焦点を絞った。その協働関係を分析するにために、ビジョン・マネジメント・プロセス¹⁵⁾と、パラレル型施策プロセス¹⁶⁾の観点を分析枠組みとして設定した。

ビジョン・マネジメント・プロセスとは、自律のサイクルを取り入れ、施策の計画、実行、評価過程において自ら構想することを出発点としている。その自律を維持していくためには社会の理解がなければならならず、その意味で相互依存である。自律して活動するクラブは社会環境や他のクラブから影響を受ける受身の存在であるとともに、自ら能動的に環境に働きかける存在であるという理解である。この過程では新しい価値を生み出す上で、will「やりたいこと」、can「できること」、what「何をするか」という 3 つの意味のサイクルを考え、それぞれ意味開発、能力開発、自律的事業実施を展開しながら協働関係を築いていくものである。このプロセスから新しい生活価値の創造が生まれるとしている（上原, 1992）¹⁵⁾。

また、パラレル型施策プロセスとは、政策工学の評価の視点から、施策－評価－行動決定という 3 つの段階を導入し、施策における現状分析⇒形成⇒執行⇒終了というステージごとにパラレルに展開していく過程を分析する方法である。評価の目的は結果を利用して行動決定を行うためのものであり、人間は行動決定に迫られて評価を行うとしている。その評価結果をいかに施策にフィードバックするしくみを構築するかが重要であり、事業実施における各ステージの評価や行動決定における上位組織と下位組織の協働関係を分析する必要があると説明している（上野, 2004）¹⁶⁾。

(2) 面接・視察調査の概要

本調査は 2003 年 10 月 1 日－17 日に、ドイツ・スポーツユーフェント (dsj) 関係者からの面接によって行った。また、具体的な事業を視察し、関係者に聞き取り調査を行った。通訳は連邦 dsj 国際交流担当職員の高橋範子氏にお願いした。

- ・ Rudolf Schmidt(前連邦 dsj 事務局長)
- ・ Eberhard Best (連邦 dsj 理事)
- ・ Gerhard Renziehausen(ニーダーザクセン州スポーツユーフェント理事)
- ・ Hajo Achtert (ベルリン市スポーツユーフェント本部長)
- ・ Uwe Guntter (ゲッティンゲン市スポーツユーフェント本部長)
- ・ 高橋範子 (連邦 dsj 国際交流担当職員)

3. 結果

(1) dsj 青少年育成事業が期待されている社会的背景

ドイツの青少年育成は 1991 年に東西ドイツが統合されて以降、大きく変化してきている。1993 年に公布された「児童・青少年援助法」によって、①社会の責任ある構成員になるために自らの成長や養育を受ける権利をもたせ、②児童・青少年の世話・養育・教育は両親の生与の権利であり第一義的義務と規定し、公共社会はこの義務遂行を監督すると位置づけている。この背景には、東西ドイツの統一後の急激な社会変化によって、東部ドイツとの経済生活の格差問題や外国人移入者の若者が増加し始めている現状から、新たな青少年育成の方向性を明確に打ち出す必要に迫られたからと指摘されている。そこで、この法律によって青少年の個人的、社会的成長を支援し、両親や他の教育的立場にある公的職務にある人々を支援して、青少年が有する障害を除去していくことが青少年育成の目的とされている¹⁾。このような法的根拠によって、dsj では地域スポーツクラブが地域の青少年育成を積極的に支援することを推奨している。dsj ではスポーツだけでなく地域における青少年の社会活動や文化活動を含め、ごみ問題や環境保護活動など、スポーツを通じて国際的社会奉仕活動「ボランティア・ジョブ」を支える場としての機能を持たせることで、幅広い住民からの信頼を得る機会をもっているのである¹⁷⁾。

ドイツの社会教育における青少年プログラムには「職業訓練」という言葉がよく使用される。地域社会の中で社会の構成員として責任ある活動を見出すことができる企画、施設、援助の中心が社会教育の場であり、その場において社会的・個人的障害を克服するための職業訓練的な活動に重点が置かれている。これらの施策は、青少年の学校教育や職業訓練、職場環境や地域社会への適応に役立ち、職業的能力の向上への期待や、労働生活の世界と社会教育を結びつける意義が指摘されている。当然、このコンセプトは地域スポーツの青少年育成においても大きな影響を受けている。地域スポーツにおける青少年育成の目的は、心身の健全な発育発達の育成指導だけでなく「問題のある子の指導（少年保護）」や移民の子どもを青少年センターに集めて遊びや学習を指導するソーシャルワークとしても重要な役割を果たす努力をしている²⁾。

(2) 連邦 dsj における施策の理念形成の役割

2002 年からドイツスポーツ連盟は「スポーツはドイツを良くする（Sport tut Deutschland gut.）」というキャッチフレーズで、若者のスポーツ参加が社会活動に貢献していることを訴えかけている。ヨハネス・ラウの言葉を引用して、スポーツこそ若者と成人の世代間の協力や世代交流を促進する。誰もがスポーツを望むだけでなく、ひとつの社会の出来事として「つながる」「できる」ことから自然で人間らしい自分を表現することができるとその社会的価値を主張している。

dsj では、スポーツは本人の任意・自由意思で参加する文化であるという認識に立ち、「若



者が自分自身で自己決定できること」に価値をおいて支援していく立場を明確にしている。青少年たちが社会的な決定に参加することは、青少年育成やスポーツ団体での重要な課題であった。

近年のdsjでは「青少年はスポーツ活動にどのように参加しているのか」「これから活動をどのように発展させ支えていくべきか」「青少年の活動を継続させていくためにはどうするか」という問題を抱えていた。その問題を解決していくための基本方策として、

- 1) 16歳以下の青少年の再教育
 - 2) 青少年の独自プロジェクトで動機づけ
 - 3) ボランティア青少年のイメージを現実の姿で表現
 - 4) 最終的にdsjの青少年自身が自らのボランティア活動をしていこうとする雰囲気づくり
- という4条件を掲げている。

特に、連邦dsjでは、青少年のスポーツの関わり方を、現代青少年の社会生活の視点から分析し、スポーツが果す文化社会的効果を理論的に検討し、それらの課題に対する支援施策を整備してきている。例えば、ドレッチナー(2001)の調査では、スポーツにおける青少年活動の質は思っているほどの成果が上がっていないという結果が報告されている。dsjの政策遂行力を考えれば、もっと多くの青少年活動にかかわり、刺激を与え、情報提供の仕方を改善し、活動の質を高めていくような環境整備をしていくことが求められていると評価された。そこで、次のような4つのプロジェクトを立ち上げ、スポーツクラブの活動を、より地域の問題と関わり合わせていく方策を展開した。

- 1) スポーツクラブにおける模範的な活動コンテスト
- 2) 「青少年の活動調査」会議
- 3) 手引書・パンフレットの作成
- 4) スポーツクラブでスポーツをする教育的効果の測定

このプロジェクトのコンセプトは、青少年のやる気はあっても活動の場をどのように提供するかという具体的なアプローチが考えられた。そのコンセプトの理論的な支援として、Eberhard Best(連邦dsj理事でありスポーツ社会心理学の大学教員)は以下のように説明している。

「どのような社会においても文明の最前線は社会タレントが必要とされてきた。文明として最低限確立するためには、誰もが意見の差があることを裁判官の前で言えること、発言が許されていることが重要である。若者がどういう環境に住んでいるのか、今の時代はどういう生活をしているものなのかを理解し、それに応じた環境づくりが重要である。dsjは社会教育力をもつ社会団体であり、「若者たちが自分自身で自己決定できること」に価値をおいている。若者たちが十分に楽しむことができ利益のある活動で、責任をもった市民として暮らしていく意義を体験できるプログラムが重要である」

これは「市民イニシアティブ」として社会に何かしようとする行動意欲を受け入れていく具体的なプログラムへと展開されている。現代の若者に対して、ある一定期間のプロジェクトに参加してもらい、例えばスポーツイベントの役員スタッフのような面白い体験に手ごたえを感じてもらうこと、短期でやりたいことができる訳だからトレンドになるという考え方

である。このような地域文化を牽引していく人々を dsj では社会タレント (Soziale Talente) という造語で表している。社会タレントとはスポーツという文化が地域に継続的に発生していくための主役として社会的価値の高い役割をもつものとして、1) 人に対して好奇心をもつ、2) 他の人といっしょに活動することを楽しむ、3) 人間関係におけるパートナー的な付合いをする、4) 他人に熱心に関わる、5) チーム精神が成立するように努力するという行動レベルで定義づけている。

若者たちがスポーツクラブにおいて自由意志で働くためには、それらの活動に対するポジティブ体験が必要であり、やる気だけではだめで、その活動について何を知っているか、何を共有しているか、どのように行動しているかという場のマーケティング力が求められている。見返りのない労働として活動することは、社会のタレントとして素質を磨くこととして期待されているのである。そこには、市民の若者たちが自分自身で自己決定できる価値を理解し、スポーツで活動する人たちならば、他の人に关心を示し人に何かしてあげること、自分に楽しく利益のある活動として社会活動プログラムを提供していくことに重点を置いている。これらを通して、責任を持った市民として暮らしていく意義を根づかせていく一助となっている。

このように施策設計において実態と理念を分析し、具体的な施策を提案し、事業化していくのが連邦 dsj の役割であった。

現在、ドイツでも伝統的な競技スポーツの勝利至上主義が根深く残っているために、14 歳ぐらいになるとクラブを辞めて行くものが増えてきているそうだ。そのため、しっかりと若者の社会生活を理解しスポーツの公益性を高めるために、dsj は青少年育成の事業に力を入れ、社会的役割を担える青少年団体としての価値の創造を戦略的に行っているのである。「クラブをフィットにする」というコピーは、思春期の子どもや外国人労働者の子どものためのスポーツが選ばれる必要性を訴えかけている。現代の若者への過剰な教育サービスによって自らが考えなくても選ばなくとも様々な社会システムが動いていく中で、若者自らが社会に積極的に関わられる場として青少年スポーツを提供していく主張を、dsj 自らが地域社会に対して発信しているのである。

(3) 州 dsj と都市 dsj との青少年育成事業における連携

ドイツでは、教育政策の具体的な施策決定は州政府で行われる。そのため、dsj 組織体制においても州 dsj の位置づけは非常に重要になっている。事例として、ドイツ中西部のニーダーザクセン州を例に取り上げて、州 dsj と都市 dsj との関係を、青少年育成の施策と事業実施における連携に焦点を絞って検討した。

ニーダーザクセン州 dsj では青少年活動に対するスポーツクラブへの助成と育成について下記のような重点課題を提示し、州におけるスポーツクラブの運営を支援している。

●スポーツクラブにおける青少年活動の課題分析 (Gerhard Renziehausen 氏の資料、2003)

①スポーツプログラム

- ・青少年の余暇スポーツ、みんなのスポーツ、競技スポーツの実施
- ・青少年の競技会や試合の開催
- ・競技力向上のためのやる気を起こさせる
- ・競技力向上のためのテクニックや作戦の学習

②余暇プログラム

- ・休暇事業
- ・国際交流
- ・イベント企画 青少年ダンスパーティ 友人や家族も参加できる行事
青少年の意思決定参加や独自のイニシアティブのための場づくり
- ・市民教育 日常的テーマディスカッション、クラブやスポーツの問題の討論

③青少年部

- ・クラブのあらゆる分野についてクラブの理事会で青少年の利益が代表されていて参加する
- ・市や郡のスポーツユーゲントとの連絡
- ・指導者後継者や社会タレントの獲得と育成
- ・青少年のためのイベント企画

④指導者養成・継続教育

- ・青少年育成指導者/実技指導者/世話役の養成
継続教育に青少年を動機づける

⑤健康ケア

- ・スポーツ医学的チェック
- ・栄養コンサルタント
- ・麻薬
- ・リハビリテーション・プログラム

⑥職業や学校の問題での支援

- ・学校の勉強の支援
- ・コンタクト/話し合い 両親や学校 職業訓練先
- ・問題が生じたときの支援
- ・職業訓練先や就職先の斡旋

⑦その他のコンタクト/課題

- ・市や郡の青少年社会教育の担当部署とのコンタクト
- ・クラブの新聞に協力する
- ・補助金の申請
- ・個人的な人生計画のための援助・相談活動

これらの課題に対して、それぞれのスポーツクラブにおいて、どのような領域の重点化や課題化が実施可能かを検討し、クラブの青少年活動のビジョンやプランを作成することを推奨している。しかし、それぞれのクラブ運営の独自性も考慮して、事業の完全性を求めるべきではないとしている。スポーツクラブの青少年活動に対して、州 dsj が公益的な活動のビジョンや方法についてのガイドラインを打ち出し、その事業に対する支援体制を整備していくことがわかった。

この州 dsj と都市 dsj の施策から事業への協働関係を、上原(1992)のビジョン・マネジメント・プロセス論からまとめたものが、図 2 である。変動する社会に対応していくクラブの組織づくりには、新たな価値を創造し、積極的に地域に関わっていく施策や事業を展開してかなくてはならない。州と市の dsj の担当者の聞き取りから、青少年育成事業における協働関係を整理して検討した。

①意味開発サイクル：連邦 dsj や州 dsj により基本的な施策の理念や意味づけは、現状の問題分析や大学の研究結果から裏づけを行っている。これらの施策は、「スポーツはドイツを良くする」という共通のビジョン認識を高め、社会的価値あるものとして象徴化される。同

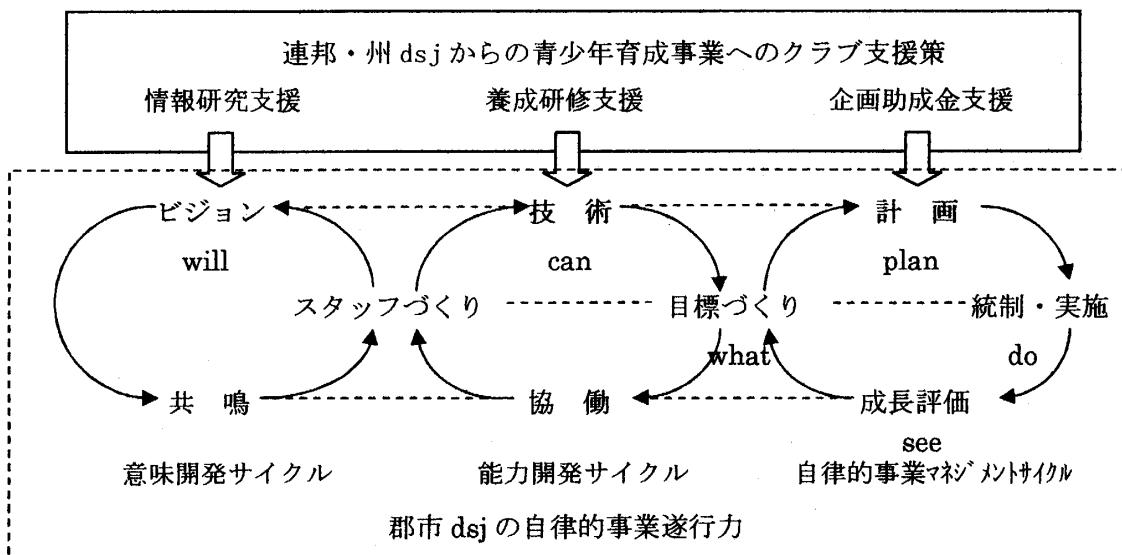


図 2. 州 dsj と都市 dsj における青少年育成事業のビジョン・マネジメント連携

じ問題を抱えている都市 dsj では、その事業を動かすスタッフのビジョンとして共有されていくことになる。

②能力開発サイクル: この will に共鳴したスタッフが、dsj や加盟クラブの資源を分析し、事業展開方法を学び、地元の関係する行政や団体との連携体制を整えることになる。

③自律的事業マネジメント・サイクル: 郡市 dsj と地域団体との連携によって事業を興し、実施、評価する中で、独自の事業運営方法に修正・改善していくことになる。事業における評価においては、協力団体との共同調査を行って評価データを積み重ねている。

このように、州 dsj は、都市の dsj 加盟クラブが、お互いに地域問題を共有できる場を提供し、事業の企画や方針を支援し、助成金を付与することで、都市 dsj 独自の事業を興させ、自律した経営ができるように助成していた。dsj や各クラブの運営者が世代交代を繰り返していく中で、このような事業の展開は、加盟クラブにおける連邦や州の dsj 組織への信頼性を高め、地域問題に対処した施策や事業の展開を促進していた。これらの事業は、スポーツクラブにおける青少年育成の社会的意義を高め、ひいてはクラブの経営改善を支援していることが窺えた。このように、連邦や州の dsj の施策は、ドイツ社会からの期待を理解し、地域におけるスポーツや青少年の問題を分析し、クラブや dsj が果すべき役割や責任を研究した上で、コンセプトワークによって結実していることが明らかとなった。

(4) 青少年への予防プログラムの施策浸透過程の分析

そこで、dsj の、低所得労働者や外国人籍労働者の社会的結合段階をスポーツ場面で支援しようとする青少年への予防プログラム（スポーツのインテグレーション・システム）に注目した。特に、州 dsj における青少年施策が、市 dsj によって事業計画され実施されているのかに分析の焦点を当て、パラレル型施策プロセスによって示したもののが図 3 である。スポーツクラブは dsj の青少年育成プログラムを受け入れることで、新たに他の地域団体と協力体制が生まれ、社会問題に対するスポーツ事業が連携の中で展開していくようになる。

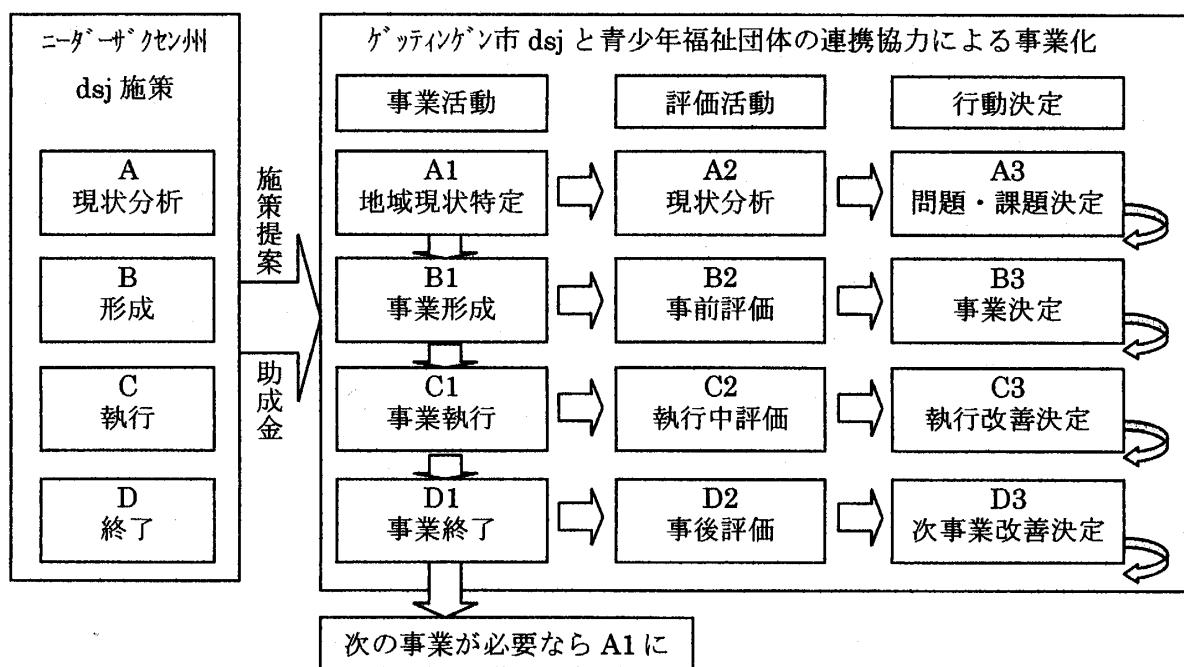


図 3. ゲッティンゲン市におけるムーンスポーツ事業の実施分析枠組み

●州 dsj の施策企画意図 (Gerhard Renziehausen ; ニーダーザクセン州 dsj 理事)

A 現状分析：ニーダーザクセン州 dsj では、ハノーバー大学との共同調査において、ハノーバー市における移民や低所得者の居住地区における若者の余暇活動の機会の少なさが大きく問題となった。その地域では外国移民の子どもたちの割合が高く、若者の社会的问题が発生することが多いのも特徴である。彼らはスポーツクラブに参加するための時間や費用を含めた機会を持っていないために、週末になると夜遅くまで路地裏でたむろし、犯罪に巻き込まれることがあった。

B 形成：dsj として彼らにスポーツの機会を提供するために「真夜中スポーツ」施策を企画した。週末、路地裏でたむろする子どもたちにスポーツの機会を提供するという「子どもたちを道路からクラブへ連れてくる」というコンセプトに基づき、dsj 指導者、行政の青少年育成担当やソーシャルワーカーが参加し、スポーツクラブのソーシャルワークとしてこの事業を企画した。

C 執行：スポーツクラブにとってこの事業を展開することは、新たなクラブ員の獲得のチャンスであり、一市民として社会的貢献をするというメリットがある。クラブにとって、この事業によって、その町の行政の青少年育成担当、警察と協力することで、町の青少年育成に関わっていく機会が生まれる。

●市 dsj と支援クラブ、青少年福祉団体との連携による事業受入れ (Uwe Guntter; ゲッティンゲン市 dsj 会長)

< A1 現状分析 ⇒ 現状評価 ⇒ 問題・課題 > 市 dsj が調整役となって「ムーンスポーツ」として企画した。ここ 10 年間のうちに市にはカザフスタンやコソボなどの移民やジプシーの子が増加しており、市の青少年育成を前提条件として、1) 道路でたむろしたり犯罪に巻き込ま

れないようにスポーツ活動を提供する 2) 参加者の自由な活動 3) クラブに所属していることは前提としない、を設定した。犯罪予防のためのソーシャルワークとして展開した。

<B1 事業形成⇒評価⇒決定>

市青少年センター、市青少年局、市スポーツ局、市スポーツ連盟、市 dsj が中心で企画し、そこにニーダーザクセン州 dsj としても参画している。主な財源は州 dsj が担っているが、それぞれの団体でも拠出している。施設は市が無料で提供、指導者にはわずかであるが謝金が出る。指導者にはソーシャルワーカーを目指す学生や、問題のある子どもを指導する指導者などがあたっている。プログラム内容としては参加者が活動しやすいように体育館内での、サッカー、ストリートダンス、バスケットを選択して活動できるようにした。クラブ会員にならなくても参加でき、参加費も徴収しないプログラムになっている。

<C 事業執行⇒中間評価⇒改善>

毎週 1 回、木曜日には 10-14 歳を対象にして 19:00-20:30 に参加者約 40 名で実施、また、金曜日は 15-20 歳を対象にして 22:00-24:00 に参加者約 20 名で実施している。しかし、実施段階に入って、以下のような問題が起きた。

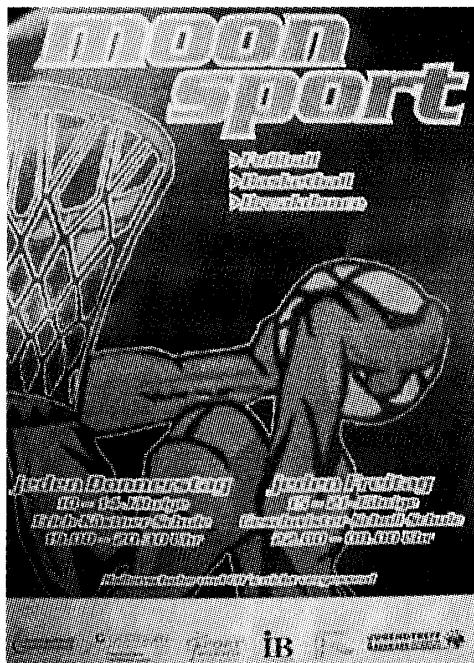
- ・ 女性指導者の指導に見向きもしない参加者
 - ・ スポーツにならないラフな活動⇒指導者の介入による対立
 - ・ ののしる、試合でのラフプレー、ルール破りなどによる喧嘩
 - ・ ロシア、トルコ、旧ユーゴなどの民族による対立
- } 信頼関係の形成に非常に時間を要す

市 dsj の本部長である Uwe も当初は指導者として参加したが、参加者とのトラブルを通じて自分の指導理念との違いから、この事業の直接指導はしなくなった。

この事業の定期的な運営委員会において、中間評価として上記の問題が検討され、改善策として、参加者自身が活動の内容を決定し実施していく形式に変更された。それ以後、市の青少年センターが中心に、ソーシャルワーカーを目指す学生による会場管理・監督のみになった。

この青少年育成のプログラムは、地域のスポーツクラブにとって副次的な活動のひとつとして位置づけられていた。基本的に州 dsj 主導で事業展開はされてはいたが、ゲッティンゲン市の場合は、市 dsj では運営体制が不十分であったため、市の青少年局、青少年センター、警察などの運営協力によって維持されていた。ニーダーザクセン州 dsj の施策方針よりも、ゲッティンゲン市独自の事業運営評価による改善策の自己決定が優先されて、市 dsj から市の青少年センター中心の事業運営体制に変更したものと思われる。

のことからも、州 dsj が青少年育成施策を計画したとしても、市 dsj における事業実施においては市の実情が最優先される傾向があることがわかった。それだけ、幅広い地域団体との連携を模索しなければ、このような社会的問題を抱える青少年を育成する事業は実施で



きないということにもなる。このように州 dsj では、dsj として、あるいはスポーツクラブとして、この問題に取り組むためのビジョンを示し、事業助成と企画支援を行うことで、青少年団体としての社会的役割を果そうとする責任感を感じた。

このムーンスポーツ事業においても、スポーツによるインテグレーション・システムという理論背景に支えられつつも、ゲッティンゲン市の青少年問題の実情や実施体制からは施策理念との間にギャップが生まれたが、それ以上にこの社会実験的な事業を挑戦的に実施し、その地域における他団体との連携を深める中で、新たな改善策を決定して対処していくところに社会的責任を認識した青少年団体としての強さを感じた。

このようにして、クラブや dsj 関係者の世代は変わっても、この施策事業のようなパートナーシップ体制を強める中で、社会問題を感知する能力を磨き、社会的なエネルギーを高め、政治意識に目覚めていくことができる。これらの青少年育成事業を通して、そこに参加した人々はともに生きる「連帯」という意味と、クラブに参加する際の社会的な活動形式を学び取ることになる。ドイツ人であろうと外国人市民であろうと同じスポーツという社会行動においては平等であり、連帯していくことができると信じていくようになるのである。ネオナチなどに代表される外国人敵視というドイツ社会の問題に対しても、ハノーバーで開催されたドイツスポーツ連盟の記念会議では、「われわれは、他の出身者、肌の色の違う人、違った言葉を話す人たちを受け入れ、寛容な態度で接するよう努める」と発信しているし、「外国人敵視、人種差別主義、あらゆる過激主義に対して、慣用と友情、パートナーシップ、フェアプレー、インテグレートに対して積極的な姿勢をとることが、ドイツのスポーツ界の強固な信条であると強調しておく」と述べている¹⁷⁾。

このような青少年の社会問題を解決していく上でスポーツやスポーツクラブの果たさなければならない役割を dsj 自らドイツ社会に向けて明示し、地域の関係団体とのパートナーシップを新たに築きながら施策事業遂行力を高めることで、地域住民からの信頼を得ているものと思われる。

4 論議

一般にスポーツは私益活動として捉えられるが、その活動をどのように公益活動と結びつけるかという本研究の論議に対して、dsj ではクラブが進めるソーシャルワークとしての青少年育成プログラムに注目していることが明らかとなった。生活空間と公共空間を結びつける契機として青少年育成事業を位置づけ、各スポーツクラブ青少年部の利益代表である dsj が中心にコンサルティングを推し進め、ドイツ社会における青少年スポーツの社会的価値を高めてきたと考えられる。日本では、スポーツクラブといえばメンバーのクラブ内部での完結的な活動として展開されるが、ドイツでは、スポーツクラブが維持されるためには、地域とどのようなかかわりを持つかが問われる。dsj の青少年育成事業はクラブにとって副次的な活動ではあるが、この事業によって地域の多くの青少年団体とのパートナーシップを組むきっかけが生まれ、地域の青少年育成団体におけるリーダーシップも果してきたと思われる。

パートナーシップとは立場が違うものの同士の出会いであり、かつ対等な関係による新しい能力の創造を期待するものとされる。安易にパートナーシップを考えれば市民活動の行政下請け化を招く危険性もある。連邦や州 dsj の青少年施策は公共性や公益性を意識して基本方

針や施策を示すが、下位 dsj 組織の具体的実施の完全性を求めるという原則、つまり、地域特性を十分に踏まえたうえで自律した事業実施ができるように「広域の公共性に対して狭域の公共性が優先する」という調整方式をとっていると考えられる。田村(2005)は、このような広域組織と狭域組織における共同性の関係を、「内部の多様な生活領域からの多元化の力と国民社会の統合をその機能とする国家や全国的組織の包括的一元化の力のせめぎあいが行われているのであり、そこには全体としての一元的共同性と個別性としての多元的な共同性が並存し、相互浸透しあっていると考えることができる」と指摘している¹⁴⁾。全国的ネット組織である連邦や州 dsj と地域の最前線で事業を展開する都市 dsj の関係においても、同様の傾向が窺えた。dsj の青少年育成施策の浸透過程において重要な点は、多様な生活価値をもつ地域住民の間に、共通の関係づくりができるスポーツの場をつくり、相互理解や新しい関係構築の契機にしていくことである。その意味で、連邦や州 dsj の青少年育成施策は、地域の dsj やクラブ関係者にとって同じ課題を抱える青少年団体との連携構築を促し、新たな地域の公共性の形成を支えてくれていると捉えることができる。

「真夜中のスポーツ」施策のように地域の移民や低所得層の子どもへのアプローチは、単に子どもの教育保障、薬物依存や犯罪の防止のためだけでなく、スポーツを通して市民として認められスポーツを選ぶ権利を体感し地域活動に眼を向けていく入り口にもなっている。その意味でコミュニティ・ディベロップメント (CD) や、コミュニティ・ビルディング (CB) といったコミュニティ再生政策と深く関わってくる問題でもある。

青少年育成プログラムという公共サービスの提供主体として dsj を位置づける場合の問題としては、参加者の満足度を高めることが公益性を高めるという考え方押し込められてしまう危険性がある。たとえば、市 dsj の独自の事業計画において、州 dsj 助成の評価基準が存在することで、実施地域の実情とは違った関係性を強要してしまう力関係が生まれる。市 dsj としては上位組織の州 dsj の施策の下請け団体として働くなければならない状況を受け入れることになる。だからこそ、実際の活動に携わる関係者間の対話や協働によって意味開発サイクルを共有し、共通のビジョンと評価基準を確認することで、改善策を自己決定していく過程を保障していくことが重要であると思われる。そのため、大きな公益性（州 dsj 施策）よりも小さな公益性（市 dsj 事業）を優先するという前提条件が必要となってくると考えられる。

dsj の役割は、クラブメンバーのニーズだけに偏りがちなクラブ独自の経営に対して、地方行政や地域団体とスポーツクラブとがパートナーシップ関係を築く青少年育成プログラムを展開することで、地域のマイノリティ・ニーズに目を向けさせ、クラブの支援のあり方を、その地域のスポーツクラブの青少年部の運営メンバーに考えさせるチャンスを与えている。自分たちには何ができるのか、何をしなければならないのか、その使命感が彼らを社会タレントとして動かし、時代にあったクラブへと再生させていく原動力になっているように窺えた。

ドイツではクラブによるコミュニティがすでに「ある」ものとして捉えるのではなく、そのクラブにかかわり、活動していく市民がつくりあげていくものという考え方方が深く根付いている。そのため dsj の青少年育成施策においても「スポーツは本人の任意・自由意思で参加する文化」であり、「若者が自分自身で自己決定できること」に価値をおいて支援していく

立場が貫き通されてきた。しかし、現実に眼を向けると、ドイツ統一後、拡大し続ける移民問題やドイツ東部と西部の経済格差、完全失業率の上昇と、スポーツクラブや dsj が抱える地域環境の変化への適応は大きな課題となっている。また、他の先進国と同様に氾濫する情報や消費文化に飼いならされた若者は堅苦しく古臭いクラブを選ばなくなってきたおり、将来の若いクラブ経営力を低下させていると説明を受けた。社会の一員としてのクラブ責任とクラブ会員の満足の保障のバランスをどう調整していくか、それも、現代の若者がクラブを選択して参加してくれるようなアプローチを生み出していかないことには解決策はみつからない。

dsj では、大学や行政との連携の中で、若者の生活を分析し、時代にあったトレンドとスポーツやクラブとの接点を研究した施策を展開し、都市 dsj に提供してきた。dsj の建て直しをそこからはじめようという意気込みがある。ドイツ連邦政府からの dsj への補助金がますます減少していく中、ヨーロッパ NGO 団体の統合体である ENGSO (エンゾ) などの青少年助成の情報を収集し、適合する施策やプログラムを考えていく経営努力も行っている。dsj としての青少年育成の政策理念を、いかに実際のサービスプログラムの中で若者の眼に見えるリアルな「公益圏」として提供できるか、その dsj の政策経営力が問われているのである。

付記

本稿におけるドイツ・スポーツユースメント調査は、(財)日本体育協会日本スポーツ少年団の2003年日独スポーツ少年団指導者交流において団長・総務として大橋、佐藤が参加させていただけたことによって成し得た成果であり、日本体育協会日本スポーツ少年団およびドイツ・スポーツユースメントの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

引用参考文献

- 1) 有賀郁敏(2002) 西南ドイツにおけるトゥルネン協会運動、近代ヨーロッパの探求 8巻スポーツ、ミネルバ書房、pp145-197
- 2) 国立オリンピック記念青少年センター (1997)、ドイツ連邦共和国の青少年、p36.
- 3) J. ハーバーマス 細谷貞夫他訳 (1994)「第2版 公共性の構造転換」、未来社
- 4) 花田達郎 (1996)「公共性という名の社会空間」、木鐸社
- 5) 長積仁、松永敬子、富山浩三、佐藤充宏 (2004) 地域スポーツ振興を規定する政策の一貫性と行政組織の遂行力の検討—総合型地域スポーツクラブ育成をめぐる方針と支援体制における自治体間格差—、徳島大学総合科学部紀要「人間科学研究」第12巻、pp.11-23
- 6) 二宮厚美 (2000) 自治体の公共性と民間委託、自治体研究社
- 7) 大橋美勝、米谷正造、佐藤充宏、安田洋章、富倉まゆ子、柳瀬結花 (2004) 「総合型地域スポーツクラブ形成事例的考察ー」、不昧堂出版
- 8) 大野岳史(2003) 関係性の選択の自由を観点にした総合型地域スポーツクラブの公共性について、平成15年度徳島大学総合科学部人間社会学科人間行動コース卒業論文
- 9) 坂本真由美 (2000) ドイツの青少年育成、21世紀における青少年育成の研究
<http://www.ambitious.pref.fukuoka.jp/chousa/kenkyuu/ken-21-4-8.htm>
- 10) 笹川スポーツ財団 (1996) 「SSF 海外リポート No.7 ドイツ連邦共和国のスポーツ」、SSF 笹川スポーツ財団
- 11) 笹川スポーツ財団 (1996) 「SSF 海外リポート No.8 ドイツ・スポーツ連盟 (DSB) のマーケティング戦略」、SSF 笹川スポーツ財団
- 12) 佐藤充宏(2003) 指導意欲を支える指導環境とは、指導者のためのスポーツジャーナル Vol.253、日本体育協会
- 13) 高橋克紀 (2001) 「公共圏」と「公共性」の整理：政策科学への概念的応用に向けて、同志社大学政策科学研究、3巻
- 14) 田村雅夫 (2005) 地域計画における共同性と公共性、瀧本佳史「地域計画の社会学」、昭和堂、pp.18-37
- 15) 上原権夫 (1992) ビジョン・マネジメント、産能大学出版部
- 16) 上野宏 (2004) 政策工学試論 2：政策プロセス、政策評価、および予算策定、日本評価学会「日本評価研究」第4巻第1号、pp.66-86
- 17) Uwe Karsten(2003) Willkommen in Deutschland; EUと現代ドイツ、世界思想社、pp.128-214

(2005年10月7日受理)